

事務連絡
平成25年9月26日

厚生労働省医政局総務課長
土生 栄二 殿

厚生労働省医政局経済課長
城 克文 殿

経済産業省産業技術環境局
計量行政室長 高野 芳久

生体内の圧力の計量単位に係る計量単位令の改正について（周知依頼）

平素は、計量行政の円滑な遂行にご尽力頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、計量単位令の一部を改正する政令（平成25年政令第287号）によって、これまで計量法附則第四条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）（以下「生体内圧力政令」という。）に基づき、平成25年9月30日を使用期限として法定計量単位とみなされていた水銀柱メートル（mHg）、水銀柱センチメートル（cmHg）、水銀柱ミリメートル（mmHg）、水柱メートル（mH₂O）、水柱センチメートル（cmH₂O）及び水柱ミリメートル（mmH₂O）の6単位（以下「水銀柱メートル等」という。）が、特殊の計量に用いる計量単位として計量単位令別表6第11号に追加され、生体内の圧力の計量に用いる場合に限り、水銀柱メートル等を法定計量単位として恒久的に使用することが可能となります。

つきましては、下記留意事項とあわせて、医療従事者、医療機器関係団体に周知いただきますようお願ひいたします。

ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

記

○政省令の改正内容

1. 圧力の法定計量単位は、パスカル（Pa）、ニュートン每平方メートル（N/m²）バール（bar）及び気圧（atm）並びにこれらの計量単位に10の整数乗を乗じたものを表す単位【例：ヘクトパスカル（hPa）、ミリバール（mba）】ですが、生体内の圧力を計量する場合に限り、従来から特殊の計量に用いる法定計量

単位として位置づけられていたトル (Torr)、ミリトル (mTorr) 及びマイクロトル (μ Torr) に水銀柱メートル等が追加される。

(計量単位令の一部を改正する政令)

注) 血圧の特殊の計量に用いる法定計量単位は、従来同様、水銀柱ミリメートル (mmHg) のみです。

2. 上記 1. の措置に伴い、生体内圧力政令は廃止される。

(計量単位令の一部を改正する政令附則第 2 項)

3. 上記 1. の措置に伴い、追加された計量単位の標準となるべき記号 (mHg 等 6 記号) を追加する。

(計量単位規則の一部を改正する省令。平成 25 年経済産業省令第 50 号)

別添：平成 25 年 9 月 26 日付け関連政省令官報（写）

(参考) 計量法上の留意事項

1. 非法定計量単位は、取引又は証明に用いることはできません。(計量法第 8 条)

【例：医療機関が発行する診断書に法定計量単位である重量キログラム毎平方メートル (kgf/m²) や水銀柱インチ (inHg) を用いる場合が考えられます。】

注) 取引又は証明に該当しない場合は、用いることができます。

【例：学術論文など学術研究における単位の使用などが考えられます。】

2. 非法定計量単位による目盛り又は表記を付した計量器は、販売し、又は販売の目的で陳列することはできません。 (計量法第 9 条)

注 1) 輸出すべき計量器は対象外です。

2) 法定計量単位を併記して販売することは可能ですが【例：頭蓋内圧計に Pa と mmHg とを併記】、法定計量単位に法定計量単位を併記して販売することはできません【例：気道内圧計に Pa と inHg とを併記】。

以上

(号外) 外
独立行政法人国立印刷局

〔政 令〕

三 次

- 國土交通省組織令の一部を改正する政令 (二八一)
- 國家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令 (二八二)
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び國家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令 (二八三)
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の一部を改正する政令 (二八四)
- 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令 (二八五)
- 計量単位令の一部を改正する政令 (二八六)
- 予防接種法施行令の一部を改正する政令 (二八七)
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二八九)

〔条 約〕

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約 (一〇)

〔省 令〕

- 税税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 (総務・財務三) を改正する省令 (総務・財務三) を認定する省令の一部を改正する省令 (財務五四) による件 (気象庁八)
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六條の規定に基づく権限又は事務の委任についての一部を改正する件 (同九)
- 税税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令 (財務五四) による件 (経済産業五〇)
- 気象業務法施行規則及び気象等證明及び鑑定規則の一部を改正する省令 (国土交通八〇)
- 國土交通省組織規則の一部を改正する省令 (同八一)
- 気象庁組織規則の一部を改正する省令 (同八二)
- 地方航空局組織規則の一部を改正する省令 (同八三)

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 (総務・財務三) を規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件の一部を改正する件 (総務・財務一)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約 (一〇)
- 自動車重量税印紙の形式の全部を改正する件 (財務三〇一)
- 気象庁予報管報規程の一部を改正する件 (気象庁八)
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六條の規定に基づく権限又は事務の委任についての一部を改正する件 (同九)

- △ 國土交通省組織令の一部を改正する政令 (政令 第二八一號) (國土交通省)
- 1 航空局安全部安全企画課等の所掌事務を変更することとした。(第一六五條、第一七〇條及び第二七三条関係)
- 2 氣象庁総務部に置くことができる同部の所掌事務の一部を悉括整理する職の数を一から二に増加させることとした。(第二三三條関係)
- 3 管区氣象台等の所掌事務の一部を分掌させるために置くことができる地方氣象台の数を五一から五四に増加させることとした。(第二四二條関係)
- 4 海洋氣象台の名称及び位置に関する規定を削除することとした。(第二四三條関係)
- 5 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

本号で公布された法令のあらまし

- ◇ 國家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び國家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令 (政令第二八二號) (財務省)
- 1 國民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律 (平成二四年法律第九号) において、平成二五年一〇月分以後の物価スライド特例水準の國家公務員共済組合法の年金について、一・〇パーセント引き下げるとしていたことに伴い、年金の額を一・〇パーセント引き下げることとした。
- 2 國民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第一三条関係)
- 3 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

